

阪神アグリな 100Spot 登録要領

1 目的

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「阪神地域」という。）の多様な「農」や食に関わる施設を『阪神アグリパーク構想』の Spot（場所）として位置づけ魅力を発信する。

2 登録要件

(1) 直売所等

阪神地域で生産された農畜林産物やその加工品を常設または定期的に販売している店舗

(2) 観光農園

阪神地域で常設または定期的に営業している観光農園

(3) 農家レストラン

阪神地域の生産者（生産者団体）が地元食材を使い直営で常設または定期的に運営している飲食店

(4) その他

(1)～(3)以外で、阪神地域の「農」や食を学んだり、体験することができる場所（飲食店、市民農園は除く）

3 登録方法

登録を希望する代表者は、阪神アグリな 100Spot 登録申請書（別紙様式第 1 号）を阪神アグリパーク構想推進協議会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

4 登録審査

事務局は、申請施設の所在する市町及び兵庫六甲農業協同組合の意見を聞いたうえで、必要に応じて現地調査を実施し、登録の可否を決定する。

事務局は、登録が決定した施設の代表者に対して登録（別紙様式第 2 号）を通知する。

5 登録内容の変更

登録内容に変更があった際は随時事務局に変更届（別紙様式第 3 号）を提出する。

6 登録内容の定期更新

事務局は毎年 3 月に登録台帳に基づき変更がないか確認を行い翌年度のホームページに反映する。

なお、この確認は事務局が指定する協議会構成員が行う。

7 注意事項

(1) 阪神アグリな 100Spot に登録をした施設は関係法規を遵守するとともに、阪神アグリパーク及び阪神アグリな 100Spot の信用を損なうことのないようにしなければならない。

(2) 事務局は、施設が登録要件を満たさなくなった場合、又は登録者の責務を果たしていないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

8 特典

(1) 事務局は登録内容を阪神アグリパークのホームページに掲載する。

(2) 事務局は登録内容をガイドマップ等に掲載し PR に努める。

(3) 施設は阪神アグリパークの各種イベントに参加できる。

附則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(別紙様式第 1 号)

令和 年 月 日

阪神アグリパーク構想推進協議会長 様

住所 _____

氏名 _____

(団体又は法人にあつては、名称及び代表者職氏名)

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

阪神アグリな 100Spot 登録申請書

このことについて、阪神アグリな 100Spot 登録要領第 3 の規定に基づき、別記の登録台帳を提出します。

記

別記参照

(別紙様式第2号)

令和 年 月 日

様

阪神アグリパーク構想推進協議会長

阪神アグリな 100Spot 登録通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった阪神アグリな 100Spot 登録申請については、阪神アグリな 100Spot 登録要領第4の規定により登録しましたので通知します。

(別紙様式第3号)

令和 年 月 日

阪神アグリパーク構想推進協議会長 様

住所 _____

氏名 _____

(団体又は法人にあつては、名称及び代表者職氏名)

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

阪神アグリな 100Spot 登録内容の変更届

このことについて、登録内容に変更が生じたので、阪神アグリな 100Spot 登録要領第5の規定に基づき変更届を提出します。

記

別記参照

※ 登録台帳の変更部分を朱字、見え消しにより修正して添付